

業務委託仕様書

1 委託業務名称

社会課題構造分析及び実証事業支援業務

2 委託期間

契約締結の日から令和9年3月31日（水）まで

3 委託内容

京都市における複雑な社会課題を構造的に分析し、レバレッジポイントとなる課題を特定するとともに、当該課題の解決策となる製品・サービスを持つ社会的企業を調査・選定し、関連する支援機関・行政部署や課題の解決に関心を持つ事業会社等と連携しながら実証実験を行い、社会実装に繋げるための先進的な事例を創出する。

なお、これらの取組については、京都市ソーシャルイノベーション研究所（以下、「SILK」という。）と連携しながら実施するものとする。

(1) 課題構造分析

ア 事前調査

京都市が提示する社会課題（1～2テーマ）について、以下の取組等を実施し、現状を把握すること。

- ⑦ 統計等の既存データの分析
- ⑧ 関連事業者や支援機関、行政部署へのヒアリングやワークショップの開催等による意見の収集

イ 課題の分析・構造化

「ア 事前調査」を踏まえて、テーマにおける課題を細分化し、それぞれの課題間の因果関係を構造化した「課題構造分析マップ」を作成すること。

作成にあたっては、以下の内容を含めること。

- ⑦ 細分化した課題について、社会的企業が提供する個々の製品やサービスで解決可能な単位へと分解されているかの考察・検証
- ⑧ システム全体に大きな変容をもたらすレバレッジポイントとなる課題の特定
- ⑨ 社会的企業が解決すべき「問い」の導出・設計

(2) 実証事業（PoC）

ア 社会的企業の調査・選定

特定したレバレッジポイントとなる課題に対し、最適な解決策を持つ社会的企業を調査・選定すること。

なお、対象となる企業は、本市及び京都高度技術研究所が実施する以下の企業認定制度を取得した企業を中心に選定し、当該課題の解決に関心を持つ事業会社等との連携についても提案・調整すること。

- これからの1000年を紡ぐ企業認定制度：131社
- Aランク認定制度：172社
- オスカー認定制度：241社

イ 実証事業の組成・伴走支援

選定した社会的企業に対し、事業会社等とのニーズ調整、事業計画のブラッシュアップ等を行い、実証事業（最大3件）の組成・伴走支援を実施すること。

(3) 評価

ア 評価指標の設計

「社会課題構造マップ」から導き出されたレバレッジポイントに対して、組成した各実証事業が社会に与えたインパクトを可視化するための評価指標を設計すること。

イ インパクトレポートの作成

設計した評価指標をもとに、社会的企業が社会実装（※）を獲得するまでのエビデンスとして活用可能なインパクトレポートを作成すること。

※社会実装の例…事業会社・公的機関との契約、民間資金の調達 等

(4) タスクフォース会議の運営

(1)~(3)の実施にあたって意見聴取を行う会議体（京都市、SILK、外部専門家等で構成）を運営すること。

4 進捗管理

受託者は、契約後速やかに作業スケジュールを提出するとともに、月1回以上、本市との打合せを設定し、作業スケジュールに基づいた進捗報告とその後の進め方について協議を行うこと。また、必要に応じて臨時の打合せを設定すること。

5 実施報告書

本業務終了後、実施内容が分かる書類を添付のうえ、速やかに実施報告書を提出すること。

6 その他留意事項

- (1) 募集要項及び本仕様書に定めのない事項や、その他調整を要する事項については、受託者と本市が協議のうえ、決定することとする。
- (2) 契約締結後、当該委託業務の全部または主たる業務の一部を再委託することは禁止する。ただし、一部の履行を第三者に委託する必要があるときは、別で定める様式により、あらかじめ本市の承認を得ること。
- (3) 委託業務の開始から終了までの間、業務の円滑な実施のために、密に本市と連絡調整を行うとともに、毎月、実施状況を書面等により、本市へ報告すること。また、当該業務の遂行に必要な情報を自主的に収集し、報告するとともに、本市に有益な提案を積極的に行うこと。
なお、進捗状況が思わしくない場合等、本市が業務実施方法や業務実施計画の見直しを求める場合には、対応すること。
- (4) 共同体で本業務を実施する場合は、共同体の構成員の中から代表者を選定し、本市の窓口となるとともに、共同体内の正確な意思伝達を行うこと。
- (5) 受託者は、当該業務の遂行に当たり、本市との会議又は打合せを行う必要があるときは、市役所内で行う場合を除き、会議又は打合せの場所を確保すること。
- (6) 受託者は本業務について秘密を守り、本業務の実施及びその他これに関連又は付随して知り得た情報（以下「情報」という。）は、本業務の履行以外に使用してはならない。また、情

報は許可なく第三者に公表、転用及び貸与してはならない。

- (7) 委託業務の実施に伴い第三者に与えた損害は、本市の責に帰すべきものを除き、全て受託者の責任において処理すること。
- (8) 本業務を通じて著作権等の知的財産権が発生した場合、その権利は全て本市に帰属するものとする。本業務により生じた成果物の著作権については、本市に帰属させるものとする。
- (9) 成果物及び構成素材に含まれる第三者の著作権その他の権利については、受託者が納品前に交渉及び適切な処理を行うこととし、その経費は委託料に含むものとする。
- (10) 本業務により生じた収入については、本市が収入するものとする。
- (11) 受託者は、本業務に係る監査が行われる場合は、協力すること。